

# 申込方法等

## 第1 申込みできる方

次の(1)から(5)の条件をすべて満たしている方が申し込みできます。

(1) 町内に住所または勤務場所がある方で、住宅に困窮していること。

(2) 所得が所定の基準に該当すること。

申込者と同居親族全員の所得を合算し、諸控除額を差し引いた月収額が、次の基準に該当していることが必要です。(月収額の計算方法はP4参照)

- 原則階層世帯の場合…………… 158,000円以下
- 裁量階層世帯の場合…………… 214,000円以下

裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

	区 分
①	満60歳以上又は満60歳以上及び満18歳未満の方からなる世帯。
②	身体障害者(身体障害者手帳1～4級)の方のいる世帯。
③	戦傷病者手帳(恩給法別表の特別項症～第6項症及び第1款症)の交付を受けている方のいる世帯。
④	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療給付に関する厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯。
⑤	海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯。
⑥	精神障害者(精神障害者保健手帳1、2級程度)の方のいる世帯。
⑦	知的障害者(⑥精神障害の程度に相当する程度)の方のいる世帯。
⑧	小学校就学の始期に達するまでの方のいる世帯。

(3) 税金等の滞納がないこと。

(4) 同居親族又は同居しようとする親族があること。

(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び入居指定日から2か月以内に結婚する予定の方を含みます。)

(5) 申込者が成人であること。

## 第2 単身入居の条件

次のいずれかに該当する方は1人でも申込みをすることができます。  
ただし、家族を不自然に分離した申込みはできません。

	区	分
①	満60歳以上の方	
②	身体障害者（身体障害者手帳1～4級）、 精神障害者（精神障害者手帳1～3級）及び 知的障害者（精神障害者手帳1～3級の方と同程度に相当する）の方	
③	戦傷病者手帳（恩給法別表の特別項症～第6項症及び第1款症）の 交付を受けている方。	
④	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により医療給付に関する 厚生労働大臣の認定を受けている方。	
⑤	生活保護法による被保護者の方。	
⑥	海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で本邦に引揚げた日 から起算して5年を経過していない方。	
⑦	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による、一時 保護又は保護が終了した日、あるいは裁判所がした命令の申立てを行 った方でその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。	

（注1）単身入居の入居資格認定のための申立書の提出が必要です。

（注2）自活できることの証明が必要です。

（注3）単身入居の方は、面接が必要ですので、入居申込書の提出は本人が  
直接お越しく下さい。

（注4）単身入居の方は、必ず戸籍謄本を提出してください。

## 第3 申し込みできない方

1. 現に県営住宅又は市町営住宅に住んでいる方
2. 家族を不自然に分離（離婚調停中等、戸籍で離婚を証明で  
きない方等）又は集合した方
3. 税金等の滞納がある方  
（税金・介護保険料・上下水道料・汲み取り料など）
4. 申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な  
行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員  
の方
5. 現に申込者本人名義、又は同居親族名義の持ち家を所有して  
いる方

## 第4 提出書類

### (1) どなたにも提出していただく書類

① 宇多津町営住宅入居申込書	
② 調査票	
③ 住民票	本人及び同居親族全員の住民票で、本籍・続柄が記載されているもの
④ 所得課税控除証明書	世帯全員分（学生、子供を除く）…総合窓口・税務課で発行（平成29年度（平成28年分）） （注1）源泉徴収票は証明書の代わりになりません。
⑤ 納税証明書	

### (2) 次のいずれかに該当する方に提出していただく書類

対象者	必要書類
婚約中の方	① 婚約証明書
・ 婚約中の方で結婚までに退職する方及び予定の方 ・ 前年及び本年になってから退職された方	② 退職証明書
本年になってから中途就職された方	③ 給与明細書
裁量階層世帯の方	④ 裁量階層世帯であることを証する書類
単身の方	⑤ 戸籍謄本及び単身入居用件に該当することを証する書類
障害者の方	⑥ 身体障害者等であることを証する書類

### (3) その他

- ① 郵送による申込みは受付いたしません。
- ② 必要に応じ、これら以外の書類を提出していただく場合があります。
- ③ 単身入居の方は、面接が必要ですので、入居申込書の提出は本人が直接お越しく下さい。

## 第5 月収額の計算方法

$$\text{月収額} = [\text{①所得金額} - \text{②同居親族控除} - \text{③その他の控除}] \div 12$$

- ① 所得金額（世帯に所得者が2人以上いる場合は全員の所得を合算してください。）

所得金額は、町県民税証明書の場合は「合計所得」の欄に

町民税・県民税特別徴収税額の通知書の場合は「総所得金額」の欄に

給与所得の源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」の欄に記載されている金額をいいます。

- ② 同居親族控除

申込者を除く同居者	1人につき38万円
-----------	-----------

- ③ その他の控除（該当する場合にのみ控除します）

老人配偶者・老人扶養親族（70歳以上）	1人につき10万円
特定扶養親族（16歳以上23歳未満）	1人につき25万円
障害者 （特別障害者）	1人につき27万円 （1人につき40万円）
寡婦・寡夫	★27万円
別居扶養親族（所得税法上の扶養控除対象として認められている親族）	1人につき38万円

（注）★印：本人の所得金額が控除額未満のときは所得金額を限度とします。

- ④ 入居申込みできる所得基準の早見表（②同居者控除のみの場合）

（単位：円）

世帯員数	1人	2人	3人	4人
原則階層	189.6万以下	227.6万以下	265.6万以下	303.6万以下
裁量階層	256.8万以下	294.8万以下	332.8万以下	370.8万以下

お問い合わせ先

宇多津町 地域整備課

TEL 0877-49-8012